

Kenkyu Soshu No.601

研究  
双書

# タイの立法過程

国民の政治参加への模索

今泉慎也・編

IDE-JETRO アジア経済研究所

研究双書 No. 601

今泉慎也編『タイの立法過程——国民の政治参加への模索——』

**Tai no Rippō-Katei: Kokumin no Seiji Sanka eno Mosaku**  
(Reforming Legislative Process in Thailand: A Pathway to Popular Participation?)

*Edited by*

Shinya IMAIZUMI

*Contents*

- Introduction (Shinya IMAIZUMI)
- Chapter 1 Legislative Process in Thailand: Structures and Reality (Shinya IMAIZUMI)
- Chapter 2 Drafting Legislative Bills in Thailand: Procedures and Reforms  
(Junzō IIDA and Shinya IMAIZUMI)
- Chapter 3 Popular Participation in Treaty-Making in Thailand:  
Section 190 of the 2007 Constitution (Maki AOKI-OKABE)
- Chapter 4 Thai Legislative Process of the Consumer Cases Procedure Act  
(Kikuo NISHIZAWA)
- Chapter 5 Initiatives and Participation for Law-Making by People  
with Disabilities in Thailand (1991–2007) (Chie YOSHIMURA)

[Kenkyu Soshō (IDE Research Series) No. 601]

Published by the Institute of Developing Economies, JETRO, 2012

3-2-2, Wakaba, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba 261-8545, Japan

# 目 次

まえがき

タイ語の表記について .....vi

序章 タイの立法過程——国民の政治参加への模索—— …今泉慎也……3

第1節 本書の目的と背景 .....3

第2節 制度改革と立法過程の変化 .....8

第3節 本書の成果 .....15

第4節 本書の構成 .....21

第5節 本書の意義と残された課題 .....24

第1章 タイの立法過程の構造と特徴 .....今泉慎也……29

はじめに .....29

第1節 2つの立法過程——暫定議会再考—— .....33

第2節 国会における立法過程の構造と特徴 .....46

第3節 国会以外の立法過程 .....63

まとめ .....69

第2章 タイの法案起草過程の改革 .....飯田順三・今泉慎也……75

はじめに .....75

第1節 内閣提出法案の起草過程 .....78

第2節 直接発議と法案起草過程 .....100

おわりに .....112

第3章 タイにおける条約締結制度改革	
——2007年憲法第190条の立法過程——	青木まき……120
はじめに	……120
第1節 条約締結手続をめぐる問題と研究状況	……122
第2節 条約締結に関するタイ憲法規定の変遷	……126
第3節 2007年憲法による条約締結過程へのコントロール強化	……130
第4節 2007年憲法下の条約締結制度をめぐる政治過程	……136
おわりに	……142
資料	……149
第4章 タイにおける2008年消費者事件手続法の立法過程	
	西澤希久男……151
はじめに	……151
第1節 消費者事件手続法の内容と特徴	……152
第2節 消費者事件手続法の立法過程	……167
第3節 消費者事件手続法の立法過程における特徴と問題点	……178
おわりに	……181
第5章 タイの障害者立法の制定過程（1991～2007年）	
——障害当事者の役割を中心に——	吉村千恵……185
はじめに	……185
第1節 1991年障害者リハビリテーション法の制定過程と障害者	……188
第2節 2007年障害者生活質向上発展法の制定過程と障害者	……198
第3節 障害当事者の立法過程への参画	……218
むすび	……221
索引	……231

## タイ語の表記について

1. タイ語のローマ字化 (transcription) については、タイ学士院が定める「タイ語の発音に即したローマ字化原則」(Lakken kanthot aksan thai pen aksan roman bep thai siang) を一部修正して用いている。人名等については、当該個人が用いているもの、または一般に通用しているものがあるときはそれに従った。
2. タイでは、公的な場や文献引用に際してファーストネームを用いるのが通例であるので、本書でもそれに従った。また、機関名等については、タイ語のローマ字表記を用いると煩雑になることから、英文名称が明らかなものについては、英語またはその略称を用いた。
3. タイでは、仏暦 (Buddhist Era: B.E.) が用いられており、法律の正式名称も仏暦で表示されている。しかし、本書では、読者の便宜のためすべて西暦で表記し、必要に応じて仏暦を補った。なお、西暦を仏暦に換算するときは、西暦に543年を加える。

例 仏暦2550年タイ王国憲法 → 2007年タイ王国憲法

## タイの立法過程



[凡例]

- ◇ 略称は abc 順, 人名・事項は五十音順で示した。
- ◇ タイ人の人名は, 名・姓のカタカナ読みで示し, ( ) 内にローマ字表記をいれた。

**【略称】**

ADA (障害をもつアメリカ人法) 200-201, 217  
 APCD (アジア太平洋障害者センター) 202, 206  
 BTS (バンコク大衆輸送システム社/バンコク高架鉄道) 185, 199, 223  
 DPI (障害者インターナショナル) 189-190, 195, 201-202, 205, 224  
 DPI-Thai (タイ障害者協会) 189-191, 197-199, 201, 205  
 EPA (経済連携協定) 17, 135  
 ESCAP 199, 202-203, 205  
 FTA (自由貿易協定) 15, 22, 106, 134-135, 141, 143  
 FTI (タイ工業連盟) 80, 114  
 JICA (国際協力機構) 199, 202-203  
 JPCCs (官民合同委員会) 80  
 KPI (プラチャーティボック王研究所) 6, 71, 77-78, 112  
 MRTA (タイ高速鉄道公社) 204  
 NESDB (国家経済社会開発委員会事務局) 92  
 PAD (民主主義人民連合) 140, 209, 225  
 TCC (タイ商業会議所) 80  
 TRT (タイラックタイ党) 11, 26, 31, 204  
 UDD (反独裁民主主義統一戦線) i, 14, 137

**【人名】**

アーナン・パンヤーラチュン (Anand Panyarachun) 8-9, 21, 38, 44, 93, 192  
 アッタニット・ディッタアムナート (Atthaniti Disatha-Amnarj) 168  
 アピシット・ウェーチャチャーワ (Apisit

Vejjajiva) i, 14-15, 96  
 ウィサヌ・クルアガーム (Witsanu Krueangam) 98, 114, 116, 162  
 ウィリヤ・ナムシリポンパン (Wiriya Namsiripongpun) 191, 202-205, 207-209, 211, 221, 226  
 カニット・ナナコーン (Kanit Nanakorn) 109, 112  
 サマック・カオワパーナン (Samak Chaowaphanan) 177  
 サマック・ストラウエート (Samak Sundravej) 14, 95, 140  
 サリット・タナラット (Sarit Thanarat) 36, 42  
 スポントム・モンコイサワディ (Supornntum Mongkoisawadi) 202, 204  
 スラユット・チュラーノン (Surayud Chulanont) 21, 44, 135  
 ソムキット・ルートバイトーン (Somkhit Lertpaitong) 135, 144  
 ターニット・ケーサワピタック (Thanit Kesawaphitak) 151, 168, 172-174, 176, 178-180, 182  
 ターニン・クライウィチエン (Tanin Kraivixien) 190  
 タックシン・チンナワット (Thaksin Shinawatra) i, 11-13, 16-17, 20, 22-23, 26, 31, 35, 37, 44, 50, 65, 76, 88, 90, 94-95, 97-98, 100, 111, 113-114, 134-135, 137, 140-142, 204-205, 225  
 タナット・コーマン (Thanat Khoman) 144  
 チャートチャイ・チュンハワン (Chatchai Chunhawan) 93  
 チャーンチャイ・リキジッタ (Chanchai Likhitjitta) 175  
 チャイカセーム・ニティシリ (Chai-

kasem Nitisiri) 168  
 チャイワット・ウォンワッタナサーン  
 (Chaiwat Wongwatanasant) 91-92,  
 116  
 チャトゥロン・ティーラワット (Jaturon  
 Thirawat) 125, 129  
 チャムラット・ケーマチャー (Chamras  
 Kemacharu) 168  
 チャラン・パックディーターナークン  
 (Jaran Pukditanakul) 175  
 チャンナロン・プラーニーチット  
 (Channarong Pranicit) 151-152, 167-  
 171, 175-177, 179, 182, 187  
 チューキアット・ラッタナチャイチャー  
 ン (Chukiart Rattanachaichan) 168  
 デイーン・ラスク (David Dean Rask)  
 144  
 トッポン・クンカンチット (Topong  
 Kulkhanchit) 199, 201-202, 204-  
 205, 207, 209, 225  
 ナロン・パティバットサラキット  
 (Narong Patibatsarakich) 189-191,  
 193-194, 196-197, 202, 205, 207, 225  
 ノッパドン・パッタマー (Noppadon  
 Pattama) 139, 140  
 バンハーン・シンラパアーチャー  
 (Banhan Sinlapaacha) 70  
 ピチャイサック・ホーヤーungkun  
 (Phichaisak Horayangkun) 168, 172  
 ピブーンソクラー (Phibulsongkh-  
 ram) 36, 67  
 ボーウォーンサック・ウワンノー  
 (Bowornsak Uwanno) 25, 114  
 ボーキンの・ボンラク (Phokhin Palakul)  
 114  
 ポンデット・ワーニットチャキティク  
 ン (Phongdech Wanichakitikul) 168,  
 175-176, 179, 182  
 ミーチャイ・ルチュバン (Meechai  
 Ruchphan) 45, 86, 92-93  
 モンティアン・ブント (Monthian  
 Buntan) 201-205, 208, 224, 226  
 ワンナチャイ・ブンバムルン (Wannachai  
 Boonbamrung) 175

## 【あ行】

インベアメント 186, 196, 214  
 FTA ウォッチ 134, 141

## 【か行】

カーオクワン財団 134  
 下院業務調整委員会 25, 79, 83  
 官選議員 9, 13, 34, 38, 47-48  
 カンボジア 68, 128, 139-140, 149  
 ガバナンス 5-6, 76, 95-96, 113  
 緊急勅令 7, 22, 33, 42, 55, 63-67, 70-71,  
 194  
 議員立法 47, 53, 57-58, 70, 76, 106, 111,  
 175  
 行政裁判所 10, 49, 51, 67, 83-86, 109,  
 114-115, 135, 170  
 クーデタ i-ii, 5, 7-9, 12, 17-18, 20-25,  
 29, 31, 33-42, 44, 46, 69, 72, 90, 93,  
 100, 135, 143, 192, 209, 218-220  
 ——布告 25, 36-37, 42, 44  
 クラスアクション 88, 171-172, 174  
 クロスデイスアビリティ 205-207  
 軍 i, 9, 18, 20-21, 29, 31, 33-35, 37-38,  
 42, 45, 47-48, 109, 115, 140, 144, 198,  
 201, 220  
 憲法 i-ii, 5-7, 9-20, 22, 25-26, 29-38,  
 42-52, 54-57, 59-60, 62-65, 67-72,  
 76-78, 80, 83-84, 86, 90, 100-102,  
 106, 108-111, 113-114, 116, 121-128,  
 130-131, 133-145, 149-150, 167, 170,  
 174-175, 180, 192, 196, 198-199, 206,  
 209-210, 219-222  
 1997年—— ii, 5-7, 9-13, 16, 18, 20, 22,  
 25-26, 29-33, 35, 42, 49-51, 54-57,  
 59, 63, 67-68, 70, 76, 78, 80, 84, 100-  
 102, 106, 108, 113, 116, 125, 128, 196,  
 198-199, 206  
 2006年暫定—— 12, 30-31, 35, 38, 44-  
 45, 174  
 2007年—— i, 5-6, 12-18, 20, 22, 30-  
 31, 35, 50-52, 56-57, 59-60, 62-65,

67-68, 70, 76-77, 90, 100-102, 106,  
108-109, 111, 113, 116, 121-122, 125-  
126, 128, 130-131, 133-144, 149-150,  
167, 174-175, 196, 209-210, 222  
——改正 9, 14-15, 20, 32, 48, 51, 55,  
116, 122, 136-138, 141-143  
——裁判委員会 64, 67  
——憲法裁判所 10, 14, 22-23, 36-38,  
49, 51, 56, 60, 63-65, 67-70, 72, 106,  
114, 116, 122, 131-133, 135, 137-142,  
145, 149-150  
——制定議会 9, 11-13, 20, 131, 134  
——付随法 42, 55-57, 67-69, 71-72  
公聴会 4, 9, 13, 16, 22, 80-81, 132, 135,  
206-208  
公法学者 5-6, 25, 63, 83, 85, 114  
国王 8-9, 12-13, 34, 37-38, 42, 46, 48,  
51-54, 59, 64-65, 67, 71, 84, 109, 114,  
126-128, 130, 132, 143, 192  
国民による法案提出 18, 22, 53, 56-58,  
62, 70, 76-78, 101-108, 111-112  
国連障害者権利条約 23, 186, 202-203,  
210  
国会 ii, 6-7, 9, 12-13, 15-20, 22, 25, 32-  
35, 38-42, 44, 46-54, 56-60, 62-65,  
67-71, 75-76, 78, 81-82, 86, 95, 101-  
102, 104-106, 108, 110-111, 113, 122-  
124, 126-129, 131-145, 167, 170, 174,  
179, 192, 219-220  
——承認条約 122-123, 126-128, 133,  
137-142, 145  
委員会制度 50, 52-54, 58-63, 71, 106  
憲法改正・政治改革和解委員会 15,  
20, 136  
立法定例会 45, 50, 54-55  
国家汚職防止取締委員会 10, 49, 56  
国家公衆衛生財団 204  
国家人権委員会 11, 49  
国家立法議会 12-13, 21, 23, 37-38, 44-  
46, 68-70, 93, 106, 116, 168, 174-181,  
192, 210, 218-220

## 【さ行】

最高裁判所 36-37, 51, 67, 129, 154, 168,  
174-175, 177-178  
暫定議会 20-21, 39-42, 45-46  
暫定憲法 8, 13, 20-21, 31-35, 37, 42, 44-  
46, 64, 69, 174, 180, 192, 209-210,  
219  
社会福祉局 (内務省) 190-191, 193  
社会モデル 200-201, 207, 214, 224  
障害者  
定義 192, 197, 212-214  
——運動 24, 187-188, 195-198, 200-  
203, 205, 217-218, 220-221  
——教育 190-192, 194-195, 198-199,  
205, 207-208, 210, 216, 221, 224, 226  
——の権利 23-24, 49, 185-188, 190,  
195, 197, 199-223, 225  
——の雇用 191-192, 194-198, 212-  
213, 215-217, 219  
——局 (社会開発・人間安全保障省)  
202, 208, 211, 226  
——生活質向上発展委員 (2007年委員  
会) 186, 212-213, 219  
——リハビリテーション委員会 (1991  
年法委員会) 193, 195, 204-206, 212-  
213  
消費者  
——運動 153  
——事件部 170-171  
——の権利 49, 151, 153-154, 156, 169,  
173  
——保護委員会 46, 153, 156, 160  
消費者財団 134  
職権主義 23, 151, 160, 170, 174, 178  
上院議員 10-11, 13, 19, 24-25, 31, 48, 50-  
51, 56-57, 59, 68, 71, 109, 136, 191,  
202, 225  
条約締結手続法案 23, 133, 138, 141-142,  
144  
条約法律局 (外務省) 18, 78, 126, 129,  
131-132, 140-141, 144-145  
自立生活 197, 200, 203

枢密院 54, 168  
 政治参加 13, 15-17, 24, 33, 56, 63, 76,  
 100, 113  
 世界盲人連合 202  
 選挙委員会 10, 49, 51, 56, 102, 104-107,  
 111

### 【た行】

タイ開発国民党 137  
 タイ矜持党 137  
 タイ貢献党 i, 14, 136  
 タイ身体障害者協会 189  
 代理訴訟（団体訴権を含む） 156, 214,  
 217  
 タンマサート大学 25, 83, 92, 129, 135,  
 144, 189, 191, 206, 221  
 チュラーロンコーン大学 ii, 15, 25, 92,  
 114, 168  
 懲罰的損害賠償 163, 213

### 【な行】

内閣 9-10, 29, 38, 49, 52, 55-60, 64, 68,  
 75-76, 78-79, 81-82, 87-88, 95-96,  
 106, 110-111, 113, 129, 131-132, 135,  
 137, 167, 175, 180, 190, 210  
 ——事務総裁 76, 79, 81-82, 95, 100,  
 109, 114  
 ——提出法案 17, 22, 53, 75, 78-79,

81, 107, 112-113, 175

### 【は行】

バリアフリー 185, 194, 197, 199, 205,  
 211-213, 216, 219  
 反タックシン派 i, 12-14, 20, 31, 35, 50,  
 111, 140-141  
 プレア・ヴィヒア寺院（プラウィハー  
 ン） 68, 139-142, 145  
 法改革委員会 18, 22, 77-78, 91, 93, 98,  
 108-113, 115  
 法制委員会 6, 18, 22-23, 46, 58, 70, 76-  
 79, 81-94, 96, 98, 108-109, 111-116,  
 129, 167-169, 171, 173-180, 210  
 法政策委員会 95, 97-99  
 法発展委員会 22, 76, 79, 87, 90-94, 98,  
 111, 113, 115

### 【ま行】

民主党 i, 14, 20, 137

### 【ら行】

立法計画 12, 76, 90, 95-97, 110, 113-114  
 リハビリテーション 23, 185-186, 188-  
 197, 204, 207, 212-214, 216, 219, 224  
 レデンプトリスト障害者職業訓練学校  
 202

いまいずみ しんや  
今泉 慎也 (アジア経済研究所新領域研究センター主任調査研究員)

いいだ じゅんぞう  
飯田 順三 (創価大学法学部教授)

あおき まき  
青木 まき (アジア経済研究所地域研究センター東南アジア I 研究グループ)

にしざわ きくお  
西澤 希久男 (関西大学政策創造学部准教授)

よしむら ちえ  
吉村 千恵 (京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科博士課程)

—執筆順—

## タイの立法過程

—国民の政治参加への模索—

研究双書No.601

2012年3月16日発行

定価 [本体2900円 + 税]

編者 今泉慎也

発行所 アジア経済研究所

独立行政法人日本貿易振興機構

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目2番2

研究支援部 電話 043-299-9735

FAX 043-299-9736

E-mail syuppan@ide.go.jp

<http://www.ide.go.jp>

印刷所 日本ハイコム株式会社

©独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所 2012

落丁・乱丁本はお取り替えいたします

無断転載を禁ず

ISBN978-4-258-04601-0

# 「研究双書」シリーズ

(提示した価格は税込み価格です)

588	<b>中国の水環境保全とガバナンス</b> 太湖流域における制度構築に向けて 大塚健司編 2010年 274p. 3570円	中国の水環境問題解決のために求められるガバナンスとは？ 2007年水危機以降の太湖流域における計画、政策、参加をめぐる新たな展開を分析し制度構築の課題を明らかにする。
589	<b>アジアの産業発展と技術者</b> 佐藤幸人編 2010年 168p. 2205円	経済発展の根幹は技術発展であり、技術発展の主たる担い手は技術者である。本書は技術者に焦点を当てて経済発展のメカニズムを論じた、新しいアジア経済論の試みである。
590	<b>中東アラブ諸国における民間部門の発展</b> 土屋一樹編 2010年 218p. 2835円	中東アラブ諸国に共通する経済開発の課題である民間部門の発展について、中東湾岸諸国とエジプトを主な対象とし、その沿革、現状、発展制約要因を明らかにする。
591	<b>国際資金移動と東アジア新興国の経済構造変化</b> 国宗浩三編 2010年 378p. 4935円	金融グローバル化の進展により、東アジア新興国も国境を越える資金移動から様々な影響を受けている。国際資金移動の変遷と、これら諸国の経済構造変化との関連を探る。
592	<b>グローバル競争に打ち勝つ低所得国</b> 新時代の輸出指向開発戦略 山形辰史編 2011年 237p. 3150円	低所得国であるバングラデシュやカンボジアは、グローバル競争に負けるしかないのだろうか。現代の低所得国がどのようにして経済発展や貧困削減を逃げられるかを考える。
593	<b>朝鮮社会主義経済の理想と現実</b> 朝鮮民主主義人民共和国における産業構造と経済管理 中川雅彦著 2011年 237p. 3150円	ベルリンの壁崩壊とともに「北朝鮮崩壊」論が唱えられるようになって20年以上経った今もしぶとく生き残っている朝鮮社会主義経済。現地発の一次資料によって実態に迫る。
594	<b>新興諸国における高齢者生活保障制度</b> 批判的社會老年学からの接近 宇佐見耕一編 2011年 273p. 3570円	本書では、新興諸国における高齢化に関する諸政策に焦点を当て、それがいかなる性格のものであるのかを批判的社會老年学を切り口として解明を試みている。
595	<b>ラオスにおける国民国家建設</b> 理想と現実 山田紀彦編 2011年 354p. 4725円	本書では、「チンタナカーン・マイ」(新思想)政策を再検討した上で、社会主義の「理想」と国民国家建設の「現実」との間で試行錯誤する現在のラオスの姿を描いている。
596	<b>変容する途上国のトウモロコシ需給</b> 市場の統合と分離 清水達也編 2011年 272p. 3675円	バイオ燃料原料や新興国で飼料としての消費が拡大しているトウモロコシ。グローバル化の一方で多様な需給構造もみられる。食糧危機にいたるまでの構造変化に注目して分析。
597	<b>開発途上国と財政ガバナンス改革</b> 小山田和彦編 2012年 380p. 4935円	開発途上国において財政ガバナンス改革を実現するための鍵は何か。課題の整理を行うとともに理論モデルの構築および実証分析を通してそれを明らかにする。
598	<b>紛争と国家形成</b> アフリカ・中東からの視角 佐藤章編 2012年 252p. 3255円	紛争を単に破壊現象としてのみ捉えるのではなく、政治と社会にかかわる包括的なプロセスとして捉え直し、国家との関係を探究する紛争研究の新視角。
599	<b>現代インドの国際関係</b> メジャー・パワーへの模索 近藤則夫編 2012年 354p. 4725円	インドは国際関係においてますます存在感を増しつつある。本書は多極化が進む国際関係においてインドの「大国化」の現状を多面的に検討し、「大国化」の意味を探る。
600	<b>交錯する台湾社会</b> 沼崎一郎・佐藤幸人編 2012年 374p. 4830円	台湾社会はますます複雑になっている。そのまともりは強まるのか、それとも弱まるのか。エスニシティ、アイデンティティ、市民社会・社会運動からアプローチする。